

イギリス法における契約解釈の柔軟化

On softening the rigidity in the interpretation
of contract in English law

山口 裕博

桐蔭横浜大学法学部

2009 年 9 月 15 日 受理

はじめに

契約の解釈は、その最終的判断が裁判官に委ねられており、優れて法実践的意義を有していると同時に、裁判官の裁量自体は各国における契約観念、さらには契約規範の構造との関係において一定ではなく、契約規範定立における当事者の自律的役割と密接な関係を有していることから、その解明は法理論的レベルにおいても重要であり、近時改めて多くの关心の的になっている¹。

一般的には、契約の拘束力の根拠を当事者意思に求める大陸法においては、契約内容の確定を行う際に裁判官の裁量は広く認められるのに対して、契約関係論的側面を重視する英米の契約観念の本においては、裁判官の裁量は狭い範囲に限定されることが要請されることになる。

これまで比較法的観点から大陸法系と英米法系の国の間における契約法規範囲の基本的立脚点からの相違は解明されてきているが、両者の違いは契約そのものの本質的理解を超えて契約解釈の側面においても顕著である²。契約解釈は、ある意味では法技術的であり、かつ外的的な問題であることは否定できないが、法系を超えた契約法のあり方の模索がなされている状況を前提にすると、契約解釈はこれまで以上に活発な議論の対象とされる必要があることは自明であろう³。

イギリス法と大陸法系に属するドイツ法・フランス法の間における契約解釈に見られる相違点は次のように整理されている⁴。

(a) イギリス法は大陸法に比べて、契約解釈の範囲を狭めており、契約解釈から文書補正命令 (rectification) および黙示的約款 (implied terms) を切り離すとともに、書面による契約に考察対象を絞っている⁵。

(b) イギリス法は客観的解釈のアプローチを採用しているのに対して、大陸法は主観的解釈のアプローチを採用している⁶。

大陸法は主観的解釈を行っているといっても、フランス法とドイツ法では主観的因素の強調

において少なからず異なっている。フランス法は意思の自律の理念に固守しているが、ドイツ法はBGB施行以降、学説判例とともに、当事者の意思を契約解釈の出発点とすることを放棄し、通常人が当事者の立場にある場合に与えたと思われる意味に従って契約解釈が行われるとする前提から出発するとしている。一方、ドイツ法においては通常人の理解に従って解釈されるのではないので、特定の取引における当事者と完全に切り離されているのではない、「仮説的」、もしくは当事者の「推定的意思」というものを解釈に取り入れることが可能となる⁷。

(c) 外部証拠 (extrinsic evidence) の許容性における相違

イギリス法においては今日においても何らかの形では口頭証拠排除法則が行われており、外部証拠の許容性が制限されていて、契約解釈において証拠法と実体法とが混在している。これに対して、フランス法とドイツ法は、そのような制約は存在していない⁸。

(d) イギリス法には文書補正命令があるが、大陸法にはそれに相当するものが見られない。

文書補正命令は、契約解釈におけるイギリス法の二つの欠陥を補うために必要とされているとされる。第一は、イギリス法が文言解釈主義を採用していることである。文書補正命令により裁判所は、文脈および状況から、用語が一般に意味している「明白かつ曖昧ではない」意味は当事者の意思ではない場合には、それから離れることが可能である。第二には、イギリス法が外部証拠を許容していないことである。文書補正命令を求める訴えが提起されると、当事者意思を立証するために当然に外部証拠は許容されることになる⁹。

契約の解釈に関しては、客観主義的手法を採用して解釈の範囲を限定している英米法と当事者の契約意思という主観的な要素を解釈の範囲に含ませて主観的解釈方法を行っている大陸法のあり方との間には大きな溝が存在しており、必ずしも同一の問題が発生することにはならない。しかしながら、契約法の統一化はEU圏における実体法上の統合の途を探求する動きだけでなく、国際取引法上の要請でもあり、特に契約解釈の側面において異なった法準則が行われることは種々の不都合を生じることになるのであり、両者間の溝が小さくなることが要請されていることは明らかであろう。

もっとも、同一の法系に属していても、各国において裁判官の判断を制限する法理には多様性があり、イギリス法とアメリカ法との間においても少なからざる違いが見られ、契約の現実的機能にまで踏み込んだ検討が必要であることはいうまでもなく、契約解釈の有り様は契約規範の社会的・歴史的展開と密接な関係を有しており、それぞれの個別的な解釈方法を解明していくことが、普遍的な解釈方法を獲得することにとって有益であろう。

本稿においては、近年イギリス契約法においては契約解釈に関する多くの議論が戦わされているので、そこでの動向を探るとともに、厳格な契約解釈の緩和傾向の現状を検討していくことにする。

一 イギリス契約法における契約解釈の特色と新たな展開

(1) イギリス契約法における契約解釈の特質

イギリス契約法は、当事者の意思よりも契約が外面向いて表現されたものや表明された徵候を優先させる、客観的契約理論と結びつき、契約が書面化された場合には、外部証拠により影響を受けることがないとする口頭証拠排除法則により補強されることになる。この口頭証拠排除法則は、数多くの例外則により浸食を受けているとされている一方で、貴族院判決において今日なお現行法であることが再確認されている¹⁰。

イギリス契約法における伝統的な契約解釈の方法は、口頭証拠排除法則の背後にある考え方と

軌を一にして、合意内容を表現している文書については文言解釈的な対応をしてきているとされている。一般的には、契約書だけが当事者の意思を表明しており、当事者意思の確定はそれに依らなければならず、「そこで用いられている言葉の通常の文法上の意味に従う」とされている¹¹。

イギリス契約法においては伝統的に、契約解釈における四つ角ルール (four corners rules) が採用され、契約の意味は外部証拠に依ることなく、契約書の四つ角の中で発見可能であるとされていた。このため、当事者の客観的な意思が契約書で使用されている言葉以外の証拠から確定可能であった場合には、不相当な結果をもたらすとしても、当事者の意思という主観的な要素は契約解釈とは関連性を有しないとされる¹²。

文言解釈的アプローチは、確実性と裁判手続き上の効率性の観点からすると優れているが、ある種のフィクションを基礎にして成り立っていることも否定できない。すなわち、言葉は、使用された情況とは無関係に、「明白な」「通常の」普遍的もしくは絶対的な意味を有しているとするのである。

言葉の意味は実際に使用されている状況から切り離されることはなく、むしろそこから意味が与えられ、短い単語でも多義的であるのが通常であるので、純粹な文言解釈的アプローチを採用することは困難であるということができる。

(2) イギリス契約法における新たな契約解釈の動き

伝統的な契約解釈方法における変化の兆しは、*Prenn v Simmonds*¹³ における Willberforce 卿の発言に示されている。すなわち、「合意が捺印証書による場合でも、それが成立した事実の母体 (matrix of facts) から孤立したものとされ、また内部的な言語学的考察にのみ基礎をおいて解釈されていた時から長い時間が過ぎ去った。…私たちは、言語を超えたものを探求し、またどのような状況であったのかを理解しなければならない。その際には、使用されている言語だけでなく、そうした状況から現れる、言葉を使っている当事者自身の目的を理解しなければならない」¹⁴ とした。

Willberforce 卿は、1976 年の *Reardon Smith Line Ltd v Yngvar Hansen-Tangen*¹⁵ において、次のように述べている。

「真空状態において契約が締結されることはない。常にそれらが据えられるべき舞台装置のようなものが存在している。考慮に入れられるべきものは通常は『四囲の状況』と表現されるが、この言葉は必ずしも正確ではなく、例を示すことはできても定義付けは困難である。商事契約において、裁判所が契約の目的を知るべきであることは間違いない正しいのであり、そのことは取引がどのようになされたのか、背景、状況、当事者が取引を行っている市場に関する知識を前提にしている」¹⁶。

契約解釈方法の変化により、当該契約に関する証拠として採用可能な状況の幅が広がったとしても、状況主義的契約解釈は原文尊重主義・文言解釈主義的契約解釈に常に対立関係にあるものではない。このことから、契約解釈において状況が重要な役割を果たしていることを承認しても、明白な意味が無意味になるものではなく¹⁷、一定の状況においては有効に機能しているのである¹⁸。

二 Hoffman 卿の契約解釈則

契約条項が意味するところは、契約が締結された状況において問題とされる言葉がどのように使用されたかにより異なるのであり、先例は限定的な価値を有するに過ぎないが、一定の幅

を有する一般的な原理を示すことは可能である。契約解釈において契約書で使用されている言葉に限定するのではなく、当事者が合意したことを取り込むことが出来ることを明らかにしたとした、*Investor Compensation Scheme Ltd v West Bromwich Building Society*¹⁹は、Hoffmann 卿の意見に見られる契約解釈における柔軟化の潮流を統合した諸原理を示すものとして、契約解釈則に関する近時のリーディングケースとされており、契約解釈における状況的アプローチを宣言するものとして頻繁に引用されている。同判決において Hoffmann 卿は、契約解釈に関する五つの原理を示している。

同事件の事実関係は比較的簡単なものとなっている。投資家が、金融アドバイザー、建築組合およびソリシタから不注意に起因する助言を受け、制定法上の義務違反を理由とする補償請求権を有していた。証書・投資委員会（現在では FSA の適用を受けている）は、補償制度を開始した。補償を受けるために被害者は投資家補償機構との間で請求権譲渡契約を締結しなければならず、その後同機構は被害者のために訴えを提起することになる。

当該請求権は譲渡されたが、建築組合に対する「一切の請求権（不当威圧を理由とする取り消しに基づくものか否かを問わない）」を除外する規定があるため、本来は同組合が負担すべき責任を結果的に軽減することになっていた。

本件における争点は、投資家本人ではなく、投資家補償機構が、建築組合に対する損害賠償および取り消し請求権を有するかである。

Hoffman 卿は、契約書の解釈に関して採用すべき諸原理について、Willberforce 卿の見解²⁰に示されるような根本的な変革の試みがなされているが、そうした見解は必ずしも十分に評価されていないとし、契約解釈の諸原理として採用すべきものを整理している。同卿は、一つの重大な例外を除き、裁判官による契約書の解釈方法を重要な発言が日常生活において解釈されている常識的な諸原理に融合されるべきであるとして、以下のようにそれらのものの概要を示している²¹。

1. 「解釈は、当該契約書の意味について、それが契約締結時の状況において契約当事者に利用可能であると判断するのが相当である一切の背景的知識を有している通常人に伝えようとしているものを確認することである」。

2. 「上記の背景は、Wilberforce 卿が『事実の母体』と言及したことによく知られているが、このフレーズはどちらかといえば、背景に含まれるもの控えめな説明である。当事者に利用可能であるのが相当であるべきとする要件、および次に述べる例外則を前提として、それらの中には契約書の文言が通常人によって理解されることになる仕方に影響を及ぼすと思われる一切のものが含まれるのである」。

3. 「法は許容される背景から当事者間の契約締結前の交渉と当事者が主觀的意図として表示したものを排除している。それらが許容されるのは、文書補正命令の訴えの場合だけである。このように法が区別をしているのは、実際的な政策を根拠としているのであり、この点に関してのみ、法的解釈と私たちが日常生活における言葉を解釈するやり方と違いが見られる。この例外則の境界はいくつかの点で不明確である。しかし本件は、それらを敷衍する場ではない」。

4. 「ある文書（もしくはその他の発言）が通常人に伝えようとする意味は、それらの言葉の意味とは同一ではない。言葉の意味は辞書と文法の問題であり、文書の意味は、関連する背景に反してそれらの言葉を用いる当事者が意味したと理解されるのが相当であるものである。背景次第で、通常人は、曖昧な言葉の考えられる意味の選択をすることが可能であるだけでなく、（日常生活においてしばしば見られるように）当事者は、いかなる理由にせよ、誤った言葉もしくはシンタックスを用いていたに相違ないとの結論になることも可能である」。

5. 「言葉には『無理がなく通常の意味』が与えられるべきであるとする『ルール』は、人は取り分け正式な文書において言語的な誤りをしてきているものであるとする、容易に受け入れられない常識的前提を反映するものである。他方では、背景から何かが当該言語とは何かがうまく行ってないのに相違ないと結論に到達した場合には、法は裁判官に対して、当事者が明らかに持ち得なかった意思というものを当事者のそれであるとすることを要求しない」。

Hoffmann 卿の提示する解釈原理においては、「背景」「周囲の状況」もしくは「事実の母体」が契約解釈の重要な要素となっている。Hoffmann 卿の示した契約解釈上のアプローチが有する意義は、当事者の意思の確定において許容される証拠の範囲を拡大したことは明らかである。従来のアプローチが、特定の証拠についての微視的考察に止まっていたことからすると、その見解は契約解釈における大きな変革を惹起するものであったことはいうまでもないが、契約書が当事者の意思と齟齬を来しているとする主張がそのまま認められることになったものでなく、客観的解釈であることは維持されている。

ところで、ICS 事件以前における契約解釈の眼目は、当事者の客観的な意思を明らかにすることであった。契約解釈において一般に重視されるのは当事者の「共通の」²² 意思であるが、ICS 事件において、Hoffmann 裁判官は、契約解釈における当事者意思の位置づけについて言及していない。しかしながら、そこから同卿が当事者意思の価値を低く評価していたと判断されるべきではなく、通常人の意味である客観性の方を重視したに過ぎないとされている²³。

また、通常人は、当事者が認識していたことにつき一定範囲は知っていたものと推定される地位にあるので、主観的アプローチと客観的アプローチを折衷したものとなっており、客観的アプローチには、当事者が通常人の属性を有する場合以外は、当事者の意思とは関連性をもたない包括的側面もあるとされている²⁴。

以上のところから、ICS 事件における Hoffmann 卿の一般的契約解釈原理は従来の解釈方法を緩和するものではあるが、客観的解釈の枠組みまで崩そうとするものではないということができよう。

契約解釈の結果として提示されたものからは新たな問題が提起されている。この点に関して、最近の判例で注目すべきものに、*Chartbrook v Persimmons Homes*²⁵ がある。

同事件の事実関係は次のようなものである。2001 年、被告 Persimmons Homes は、原告 Chartbrook との間で、原告がロンドン中央部のウォンズワース (Wandsworth) に所有する、商業・住宅複合施設の不動産再開発を目的とする契約を締結した。

問題となった契約代金に関する条項において、代金は、土地価格の総額に付加的住宅支払額を加えたものであり、後者は、「各住宅ユニットにつき、最低保証住宅ユニット価格以上で、費用と奨励金を減額して得られる代金の 23.4%」と規定されていた。この計算式では、住宅ユニットは一フラットを意味し、最低保証住宅ユニット価格は総フラット数で分割した住宅土地価格総額を意味し、費用と奨励金は被告がフラット販売上負担する付加的支出を意味した。このため、被告が最終的に支払う代金は、住宅用フラットの販売により得られる利益に基づき付加的住宅支払額を算定する計算式により算出されるとしていた。

原告の主張では、当該条項により、一住宅ユニットの売上代金から一ユニットの土地価格と費用と奨励金を減額したものに 23.4% を掛けたものが、そのユニットの付加的住宅支払額であり、4,482,862 ポンドとなる。

これに対して、被告の主張では、当該条項により、各住宅ユニットの価格から予定販売額を差し引いた金額に 23.4% を掛け、そこから費用と奨励金を減額したものが付加的住宅支払額であり、897,051 ポンドとなるとする。

被告が意図していたところでは、付加的住宅支払額は、当該フラットの純利益、または一平方フィートにつき 76.34 ポンドで計算された最低保障住宅ユニットのうちの金額が大きい方の 23.4%となるというものであった。しかしながら、ソリシタは、同付加的住宅支払額は上記二つの金額のうちで額の大きい方ではなく、それらの合計額に基づき計算するとして当該契約書を起草していた。通常では考えられることはあるが、被告およびソリシタともに、こうした誤りについて契約書作成時に気づくこともなく、問題が表面化したのは契約締結後しばらく経ってからであった。

被告側の主たる主張は、実際に交渉がなされたことは明白であり、裁判所は契約書の解釈につき当事者が実際に意図した意味を与えるべきであるとするものである。被告側に残された最後の手段としては、明白な錯誤があり、原告はそれを有利に利用することができなかつたことを理由として、裁判所は契約書を訂正することができるとするものであった。

原告側は文言的解釈によるべきであるとし、契約書に用いられている当該式は明白であり、訂正することができず、しかも原告は被告の錯誤を知らなかったので、文書補正命令は認められないと主張する。その主張は高等法院において認められた²⁶。

本件事実関係の際だった特色は、当該契約書を実際に起案する以前の契約交渉に関する一切の書類が被告側の主張を支持していること、および被告が支払う意思のあるのは二種類の金額のうち額の大きい方だけで、その双方ではないことは争う余地のないということである。被告の根拠として重視しているのは、低い金額は最低保証支払額とされており、利益分がこの金額以下となった場合にのみ支払い可能であることの証拠となっているとする。

控訴院は、契約書の解釈を補助するものとして、契約交渉に関する書類を利用することが可能であるかの判断を行わなければならなかった。交渉過程からは被告側の解釈が意図されていたことを疑う余地はなかったが、先例を精査して、交渉に関する証拠は一般的には許容されず、それが被告側の主張を強力に支持するとしても契約締結前の資料に依拠することは認められないことを確認した。

三名の裁判官のうち Collins 裁判官は、当該契約書の言い回しは、商業的な意味でなされたものではなく、被告側の解釈を支持するように修正できるとすることを明確に表明しているが²⁷、Rimer 裁判官と Tukey 裁判官の二名の裁判官はそれに反対しており、修正できないとする²⁸。同裁判所は、言い回し自体に不明確で曖昧な点は認められないが、被告が契約条項中の計算式に同意する意思は恐らくなかったとしても、契約書の書き直しはできないと判示した。

このため、被告側に利用可能な最後の手段は、文書補正命令を申し立てることであったが、控訴院はこの主張についても否定的な判断を下している。

すなわち、当事者が共通の錯誤に陥っている場合以外で文書補正命令が認められるのは、当事者の一方が錯誤に陥っていて、他方当事者がそのことを知っているか、もしくは故意に目を閉じ、沈黙を保っている場合に限定される。被告は、文書補正命令を求める十二分の根拠を有しているのであるが、一方的錯誤の場合に文書補正命令が認められるのは極めて例外的な場合に限られており、とりわけ本件の場合のように、長時間契約交渉が行われ、しかも実務に精通した弁護士の手になるものについては尚更であるとする²⁹。

貴族院は一転して、5 名の裁判官が全員一致して被告側の上告を認容する判決を下し、事実審裁判所と控訴院とは逆の結論を導いた³⁰。

本件においては、ICS 事件と同様、Hoffman 卿が指導的判決を下している。同卿は、控訴院が、相当な契約解釈を行うことが認められるのは使用されている言葉を改竄しない場合に限定されるとしたのに対して、本件のような場合にはそうした制約に捕らわれるべきではないとし、「言

葉に何か不都合なことがあります」、「通常人であるならば何を両当事者が意味したことを理解することが明白である」場合には、「裁判所に認められる、赤インク、言葉の再配列、もしくは訂正の程度に制限」はないとする³¹。

Hoffman 卿は、契約書の言葉の上での誤りがあったことを裁判所に納得させることは容易ではないとしながらも、本件で問題とされている契約条項は例外的であり、不注意な契約書の起案が行われており、付加的住宅支払額を通常の統語論の法則に従って解釈しても商業的な意味をなさないとする³²。

契約上の誤りを解釈により訂正することは、契約の状況的解釈の一側面であり、契約の文書補正命令とは区別されるとして、Hoffman 卿は、二つの条件が満たされる必要があるとする³³。第一に、契約書の表面上に明確な錯誤が存在すること、第二に、同錯誤を正すためにいかなる訂正が行われなければならないかが明白であることである。前者の判断に関して同卿は、裁判所は、背景もしくは状況を無視して当該契約書を読むことに限定してはならず、それらのものは常に考慮に入れなければならないとする³⁴。

Hoffman 卿は、契約交渉における証拠は契約上の言葉の解釈において許容されないとする伝統的な法理についても検討を加えている。同卿は、この法理は先例において確立しているだけでなく、契約交渉は他の許容される契約成立の背景とは異質であるとして、法理を変更するものではないとし、「四囲の状況は客観的であり、通常それは争いがないが、契約成立前の交渉の過程における陳述は主観性が染み込んでおり、口頭の場合には争いになる可能性が高い」³⁵とする。

Hoffman 卿は、代替的に主張されることが多い、文書補正命令と協定によるエストッペル (estoppel by convention)³⁶ という「二つの安全策」についても言及し、契約交渉における証拠は、これらの主張を支持するためには許容されるとする³⁷。

Hoffman 卿は、文書補正命令に関する法の客観的理論を支持しており、契約解釈に基づいて判断することができない場合でも、被告勝訴の判決を下したものと思われる。この点について、同卿は次のように述べている。

「文書補正命令が要求しているのは、当該証書は前の合意を正確に反映しているかに関する誤りであり、当該証書は当事者自身がそうした合意があったことを信じたものと符合しているかに関する誤りではない。イギリス法の一般的アプローチに従うと、以前の合意の条項は、通常の観察者がそうであると信じたであろうものであり、当事者の一方もしくは双方がそうであると信じたものである」³⁸。

以上のように貴族院判決は、契約の文言的解釈が不合理な結果を導くか、もしくは契約締結時の当事者の意思を反映していないことが明らかであると裁判所が確信した場合には、裁判所は契約の問題となっている箇所を完全に書き換える権限を有することを明らかにしており、契約起案に不都合なことがあることが明白な場合には、干渉的アプローチを採用することを促すものとなっている。

*Chartbrook v Persimmons Homes*において、契約交渉段階の証拠は契約解釈においては許容されず、それが認められるのは文書補正命令が申し立てられた場合であるとすることが明らかにされている。以下において、イギリス契約法の直面している問題について順次検討を加えていく。

三 許容されない証拠としての契約交渉段階の証拠と契約締結後の当事者の行為

ICS 事件判決で示された契約解釈則については、大筋では賛同が得られているが、部分的に

は反対意見が提示されており、むしろ保守的であるとの批判も受けている。

特に問題とされているのが、契約交渉段階の証拠と契約締結後の当事者の行為について契約解釈において許容されるかである。

(1) 契約解釈における契約交渉段階の証拠の許容性

Hoffmann 卿は、例外的な場合があるとしながらも、契約解釈の第三原理として、許容される背景から当事者間の契約締結前の交渉と当事者が主観的意図として表示したもののが排除されるとした³⁹。

Hoffmann 卿は、契約解釈と日常生活におけるコミュニケーションの解釈とを同化させようとしながら、一方では幾つかの情報をそこから排除しており、契約交渉段階の証拠や契約書の下書きは、こうしたものに含まれている。ただし、契約解釈から交渉段階の証拠を排除することは絶対的な原則ではなく、幾つかの例外則が存在している。すなわち、口頭契約の契約内容を確定する場合、契約書に関する文書補正命令の場合、付隨的契約を主張して付加的な合意を立証しようとする場合、および契約が最終的な文書に盛り込まれていない場合などである⁴⁰。正式の契約書が作成されていない場合には、当事者の行為、口頭による交渉などをを利用して契約の解釈が行われることになる。

当事者の主観的意図が表明された部分について証拠から排除されることについては特に問題視されていないが、当事者間で行われた交渉段階の証拠については、学説上だけでなく⁴¹、裁判官の間でもその是非が問われている。

Nicholls 卿は、Hoffmann 卿の見解を包括的に検討し、それに反対する根拠を論文の中で表明している⁴²。

Nicholls 卿は、契約解釈において法的な問題とされるべきことは、「当事者の立場にある通常人が理解するであろうことが、言葉が伝達することを意図されている意味なのか」であるとする。同卿はまた、「契約交渉は、しばしば見られることだが、当事者が実際に発生した出来事を予期していなかった場合、選択された言葉が当事者の意見の異なる妥協案を示している場合、もしくは当事者間の契約締結が当事者の一方の約款を基にしている場合には役立つことはない。……しかし、契約交渉は当事者が使用した単語により伝達しようとした意味に光を当てる場合があるであろう。契約交渉が何らかの形で手助けをする場合には、観念的な存在である通常人は、契約の解釈方法を決定するに当たりそうした証拠を考慮に入れることができるべきである」⁴³とする。

Nicholls 卿は、契約解釈において交渉段階の証拠が許容されるべきであるとする主要な根拠として以下の四つのものを提示している。

(a) 最善の証拠

「(交渉段階の証拠が許容されても) 客観的アプローチからの離脱ということにはならないだろう。むしろ、それは観念的な通常人に背景的状況についてのより十分な情報が与えられることを可能にするであろう。……(契約交渉)は、当事者の現実の意図に関する直接の証拠を提供することができる。……(使用を禁止すること)は次のことを意味するであろう。すなわち、当事者が選択した言語により伝達されることが意図された意味を判断する際には、観念的な通常人はあらゆるものの中で最善の証拠が何であるかを考慮に入れることを常に禁じられることになるであろう。……好ましいアプローチは、当事者が使用している単語により伝達することを意図した意味を、観念的な通常人が理解しようとする場合に、契約交渉が関連性を有し、許容されることを認めることである」⁴⁴。

(b) 法の透明性の向上

「実際には、排除法則にも関わらず、いろいろな形で当事者の現実的意思の証拠は解釈の紛争において裁判官の目にとまることがあると感じている。私はまた、実際には裁判官は、そうした証拠が言葉の客観的意味を決定する際に役立つ場合には、それに影響を受けていると感じている。このことは公に認められるべきである」⁴⁵。

(c) 比較法上の要請

「こうしたアプローチは、今日の国際的潮流に適合するであろう。絶対的な法準則として排除法則に従うことは、商事法領域におけるこうした問題に関してこの国を孤立させる危険性がある」⁴⁶とする。国際的な契約法のリストメント、例えば、1980年の国際物品売買契約に関するウィーン売買条約 (Vienna Sale Convention)、2004年のユニドロワ国際商事契約原則 (Unidroit Principles for International Commercial Contract)、およびヨーロッパ契約諸原理 (1998年改訂版) は、契約解釈に際して当事者間の契約交渉、および契約締結後の当事者の行為を含み、一切の関連した情況が考慮されるべきであるとする趣旨の規定を置いており、アメリカの第二次契約リストメントにも同種の規定があるとする⁴⁷。

(d) 正義の実現

Nicholls 卿が最も重要な理由とするものは、現実の相互的意思の証拠を排除することは、正義が行われないことを意味する場合があるということである。同卿は、「裁判所が役に立つと思われる証拠を考慮することができない場合には、裁判所はいつでもその範囲で契約の言語がどのようにしたら公正に解釈されるべきかの判断ができなくなる。それは、柔軟な合理主義へ向かう私たちの歩みを止めてしまうのに納得のいく地点ではない」⁴⁸とする。

契約交渉段階の証拠は一般的には完成された契約書を解釈する際には許容されないが、例外的に、両当事者が知っている事実を立証する場合、消費者契約においてある契約条項が当事者間で交渉されたかどうかを判断する場合、およびいずれの当事者が特定の契約条項を挿入したのかを決定する場合には許容されることになるとされている⁴⁹。このように例外則を認めざるを得ないことは、契約交渉段階における証拠の許容性に関する Nicholls 卿の批判を待つまでもなく、それが脆弱性を抱えていることを示すものであろう。

(2) 契約締結後の当事者の行為と契約解釈

*Schuler (L) AG v Wickman Machine Tool Sales*⁵⁰において、貴族院はイギリス法の一般原理として、契約書の解釈に際しては契約書作成後の当事者の行為は考慮することはできないとすることを確立している。

アメリカ契約法は、この点については異なるやり方を採用している⁵¹。フランス法、ドイツ法、イタリア法、および1969年ウィーン条約法条約第31条3項b号においても同様である⁵²。

こうしたイギリス法上の法準則の基礎は、Wilberforce 卿や Simon of Glaisdale 卿が強調しているように、外部証拠を許容しないというものに止まるものではないとされている。Wilberforce 卿は次のように述べている。

「一般原理は、外部証拠は契約書の解釈に許容されないということである。当事者の意思は解釈に関する法原理上、使用されている言葉から確定されなければならない。それは、交渉中、契約締結時、もしくは契約締結後における陳述、または行為の証拠を排除するものと同一の原理である」⁵³。

契約締結後の当事者の行為が証拠として許容されないのは、そうでなければ、契約の意味が時間の経過により変化することになるとすることを根拠としている⁵⁴。

締結前の交渉を排除する法準則に関する批判の大部分は、契約締結後の行為に関しても妥当するのであり、Nicholls 卿は、次のように述べている。

「契約締結前の交渉と同様に、契約締結後の行為に関しても、裁判官は事実上契約を解釈する際に契約締結後の行為をしばしば考慮に入れていると私は考えている。……排他的アプローチが引き起こしうる不正義は、その多くが実際には約定によるエストップペルに関する諸原理の展開により、今では除去されていると考えている。そうだとしても、法は私たちが誰でも日常生活で認めていることを承認する時代に確実になっているのであるから、当事者の後の行為、すなわち合意に到達した後の当事者の行為は、契約の言葉により伝えようとした意味に誘う有益な指針になりうるのである。……裁判官は、利己的な後の行為を同定し、かつ無視することが十二分に可能である」⁵⁵。

裁判所は一般的に契約書面の解釈をする際に契約締結後の当事者の行為を考慮することできないとする原則についても例外則は存在している。

放棄、契約締結後の変更、および約定によるエストップペルの法理の場合のほか⁵⁶、当事者間の合意が一部は書面化され一部は口頭のままである場合には、当該契約の完全な契約内容を確定するために、契約締結後の当事者の行為を考慮するとできるとされている⁵⁷。また、エストップペルの抗弁や契約変更が主張されている場合⁵⁸のほか、契約から付加的で独立した権利が誕生する余地のある交渉経緯の証拠も例外とされる⁵⁹。

以上の様に契約締結後の当事者の行為が契約解釈の証拠として許容されないとする原則は、例外則を認めざるを得ないことからも、不動のものとしての地位を確保しているとはいえないことは明らかである⁶⁰。

四 契約解釈と文書補正命令

契約解釈と文書補正命令は、いずれも当事者の意思を契約に反映させることを達成する目的を有するものであるが、契約解釈は、契約において使用されている言葉を解釈するのに対して、文書補正命令は、裁判所が使用されている言葉の変更を命じるものである⁶¹。

文書補正命令はイギリス法に特有で、エクティ上において長い間行われているものであるが、契約解釈において裁判官が情況的解釈を行うようになると、契約解釈の中に吸収されるべきであるとする見解も示されている。他方においては、両者は異なる目的を有しており、文書補正命令は独自の役割を果たしており、両者はあくまでも別個のものであるとして、これに反する見解もある。

文書補正命令については議論の対象とされることが少なく、それが認められる要件については明確に整理されていないのが実情である。当事者双方が錯誤に陥っている共通錯誤の場合と、当事者の一方だけが錯誤に陥っている場合とでは要件上においても相違点が見られるのであり、契約解釈に文書補正命令を同一化させるべきかの答えは同じとはいえない。

共通錯誤の場合に文書補正命令が認められる要件は、Burrows 教授の指摘するところによると四つあるとされている。第一に、拘束力ある契約の存在は必要ないが、当事者間において継続する合意が存在していなければならない。第二に、当事者間の共通の意思が外見的に表示されていなければならない。第三に、契約書を作成する過程において共通の錯誤が存在していなければならない。第四に、文書提出命令を妨げるものが存在していないことである⁶²。

Burrows 教授は、一方的錯誤を理由として文書補正命令が認められる要件については、共通錯誤の場合とは異なるべきであるが、契約法の概説書においては区別していないままにされているとする⁶³。一方的錯誤の場合には、当事者的一方は交渉段階において錯誤になっているのに、他方当事者はそれを知りながらそのままにしておくのである。一方的錯誤の場合には、共通錯

誤の場合とは異なり、共通の意思と契約書作成上の錯誤は要件とされないのであるが、判例によってはこれらの要素が存在しているものも見られるとする⁶⁴。

状況的解釈手法の採用により裁判所が行うことができる契約解釈の幅が広がったことで、契約解釈と文書補正命令の関係にどのような変化が生じたのであろうか。文書補正命令の果たす役割は契約解釈に吸収され、契約解釈だけで十分であるとする学説が提唱されている⁶⁵。

この点について、Burrows 教授は次のように説明している。

第一に、*Prenn v Simmonds*⁶⁶においては、被告は雇用契約上、「RTT の（税引き後の）総収入が 30 万ポンド……を超えた」場合には RTT 社株式の一定数を引き受ける権利が認められていた。争点になったのは、この表現が意味するのは取引関係になかった RTT 社だけの利益であったのか、RTT 社を親会社とするグループ企業の利益であったのかであった。後者の意味である場合には、30 万ポンド以上の利益を確保していたので被告の株式引き受け権が認められることなる。

貴族院は、契約交渉もしくは意思の表明を見ることなく状況解釈方法を適用して被告の主張を認めている。Wiberforce 卿は、「事実の母体」である状況から答えが導き出されるとする⁶⁷。

契約解釈の次元で問題が解決されることになると、文書補正命令が認められるかを判断する必要はなくなることになる。状況的解釈によると、契約を訂正するまでもなく「RTT グループ」という言葉が読み込まれることになるとされる⁶⁸。

第二に、ICS 事件においては、投資被害を受けた投資家が、補償機構との権利譲渡契約上、建築組合に対する取り消し権および損害賠償請求権を留保していたかが問題とされたが、貴族院は Llody 卿の反対意見はあったものの、状況的解釈アプローチを適用して、取り消し権は留保しているが、損害賠償請求権は適正に譲渡されている旨判示している。このことは、譲渡条項から除外されるものは、あたかも読み込みがなされて解釈を受け、「取り消し権の性質をもつ一切の請求権」となり、文書補正命令によることが必要であったものが状況的解釈により達成されているとする⁶⁹。

Prenn v Simmonds、および ICS 事件判決は、状況的解釈は文書補正命令がこれまで行ってきた役割を果たしていることを明らかにしているが、契約解釈においては許容される証拠に制約が加えられていることから、両者には依然として違いが存在しており、文書補正命令の方が優位しているとされる。しかしながら、許容される証拠として、交渉段階の証拠と意思の表明が認められるるとすると、文書補正命令の優位性は失われることになる。

結びに代えて

イギリス契約法が契約解釈において従来の厳格主義・形式主義的姿勢を緩和し、状況主義的契約解釈の手法を採用する傾向を示していることは明らかである。しかしそのことは、イギリス契約法固有の契約観念が放棄され、契約解釈における裁判官の裁量が著しく拡大されるに至ったことまでを意味するものではない。

一方において、イギリス契約法は同一法系に属するアメリカ契約法との間においても、契約解釈においては少なからざる相違が存在することも明らかである。両者の違いを解明する際に重要視されるべきことは、適用される個々の法理面での相違ではなく、その背景に控えている根源的な理由を明らかにすることであろう⁷⁰。

註

- 1 See. G.McMeel, *The Construction of Contract: Interpretation, Implication, and Rectification*, (Oxford UP, 2006) ; K.Lewison, *The Interpretation of Contracts*, 4th edn, (Sweet & Maxwell, 2007); C.Mitchell, *Interpretation of Contracts*, (Routhledge-Cavendish, 2007). 邦文文献として、上田誠一『契約解釈の限界と不明確条項解釈準則』(日本評論社、2003年)。
- 2 木下毅「英米契約法の理論」第2版(東大出版会、1985年)。
- 3 イギリス法とドイツ法・フランス法との間における契約解釈の方法の相違よりも、異なる法理の選択を支持する理由付けを検討することが一層重要であるとする、Valcke教授は、契約解釈には二つの側面があるとする。すなわち、当事者意思に法的効力を付与して法領域に引き上げる「神聖化」機能と、当事者意思に反しても法的に受容可能な意思に代える「規律化」機能があるとし(C. Valcke, *Contractual Interpretation at Common Law and Civil Law: An Exercise in Comparative Legal Rhetoric*, in J. W. Neyers, R. Bronaugh, and S. G. Pitel (eds), *Exploring Contract Law*, (Hart Pub., 2009) , at 82)、フランス法においては、しっかりととした主観的意思の観念に根付いているのに、イギリス法においては、緩やかな客觀的意思の観念により、二つの機能は交錯しており、規律化機能の方が相対的に重要性を低く評価されているとする(Ibid. at 113)。
- 4 S. Vogenauer, *Interpretation of Contracts: Concluding Comparative Observation*, in A. Burrows and E. Peel(eds), *Contract Terms*, (Oxford UP, 2007) at 123.
- 5 Ibid. at 124.
- 6 Ibid. at 125.
- 7 Ibid. at 126-128.
- 8 Ibid. at 135.
- 9 Ibid. at 139-140.
- 10 *Shogun Finance Ltd v Hudson*, [2003] UKHL 62, para 49, [2003] 3 WLR 1371, at 1386 (per Lord Hobhouse). Hobhouse卿は次のように述べている。「他の(外部)証拠は、契約書に含まれている契約規定を否認する目的で証拠として提示することはできないとするルールは、この国の商事法の基本をなすものである。取引は文書であり、契約の確実性はそれに依っている。……このルールは、イギリス商事法の強みの一つとなっており、イギリス法が同一の確実性を提供していないより緩慢な制度に比べて優位した地位を占め、国際的に成功を納めている理由の一つである」。
- 11 Ibid 88 (per Cozen Hardy MR)。なお、Cozen Hardy裁判官は次のように述べている。「文書補正命令の本質は、契約締結前の合意に従って表記されかつ意図された文書を、その合意と調和しようとするものである。それは、すでに契約が存在していることを前提にするものであり、共通の誤謬により最終的に証書として完成されたものが同契約に適切な効果をもたらさないことを証明することが必要である。この目的からして、完成された証書作成前に何が起こったのかに関する証拠は、許容されることは明らかであり、かつ重要である」。Lovell and Christmas-Ltd v Wall [1911] 104 LT 85, 88.
- 12 Lovell判決は1911年のものであるが、1984年の時点でも、Lord Goffは非公式の意見ではあるが、「イギリスの裁判所は、文言的解釈から簡単には離れない」としていた。R. Goff, *Commercial Contracts and the Commercial Court* [1984] Lloyd's MCLQ 382, at 388.これに対して、コモンロー上の手法として文言解釈が採用されていたことには反対する意見を表明する裁判官もいる。C.Mitchell, supra note 1, at 39 note 32.
- 13 [1971] 1 WLR 1381.
- 14 Ibid. at 1383-1384.
- 15 [1976] 1 WLR 989 (HL).
- 16 Ibid. at 995-997.
- 17 C. Mitchel, supra note 1, at 10.
- 18 Ibid at 60.
- 19 [1997] UKHL 28; [1998] 1 WLR 896.
- 20 *Prenne v Simmonds*[1971] 1 WLR 1381, 1384-1386; *Reardon Smith Line Ltd v Yngvar Hansen-Tangen*[1976] 1 WLR 989.
- 21 [1998] 1 WLR 896, 912-913.
- 22 ユニドロワ条約とヨーロッパ契約法原理は、ともに契約の解釈は当事者の共通の意思に従って行われなければならないと規定している(Art 4.1, 5.101.)。
- 23 C. Mitchell, supra note 1, at 49.
- 24 Ibid. at 49-50.
- 25 [2009] UKHL38, [2008] EWCA Civ 183; [2008] 2 All ER (Comm) 387, [2007] EWHC 409(Ch).
- 26 [2007] EWHC 409 (Ch).
- 27 [2008] EWCA Civ 183, para 94.

- 28 Ibid. para 83, 193.
- 29 Ibid. para 133-137.
- 30 [2009] UKHL 38.
- 31 Ibid. para 25.
- 32 Ibid. para 15-16.
- 33 Ibid. para 22.
- 34 Ibid. para 24.
- 35 Ibid. para 38.
- 36 人が他人と共有している前提もしくは理解に反することを阻止する証拠に関する法準則である。
- 37 Ibid. para 41-42.
- 38 Ibid. para 57.
- 39 [1998] 1 All ER 98, 114-115.
- 40 C. Mitchell, *supra* note 1, at 76-77.
- 41 J. Chuah, *The Factual Matrix In The Construction Of Commercial Contracts - The House Of Lords Clarifies*, (2001) 12 ICCLR 294; A. Kramer, *Common Sense Principles of Contract Interpretation (and how we've been using them all along)* (2003) 23 OJLS 173; D. McLauchlan, *Common Assumptions And Contract Interpretation*, (1997) 113 LQR 237; G. McMeel, *Prior Negotiations And Subsequent Conduct-The Next Step Forward For Contractual Interpretation*, (2003) 119 LQR 272.
- 42 D. Nicholls, *My Kingdom for a House: The Meaning of Words*, (2005) 121 LQR 577, 581.
- 43 Ibid. at 582-583.
- 44 Ibid. at 583.
- 45 Ibid. at 585.
- 46 Ibid. at 586.
- 47 paras, 202(4), and 214.
- 48 D. Nicholls, *supra* note 42 at 586.
- 49 K. Lewison, *supra* note 1, at 69.
- 50 [1973] 2 All ER 39 ; [1974] AC 235 ; [1973] 2 WLR 683.
- 51 Corbin, *On Contracts*, (1960), vol. 3, section 558.
- 52 F.A.Mamm, *Notes and comments on cases in international law, commercial law, and arbitration*, (Oxford UP, 1992) at 70.
- 53 [1973] 2 WLR 683 at 698 per Lord Willberforce.
- 54 Schuler (L) AG v Wickman Machine Tool Sales [1973] 2 All ER 39 ; [1974] AC 235.
- 55 D. Nicholls, *supra* note 42 at 589.
- 56 *Amalgamanted Inverstment & Property Co Ltd v Texas Commerce International Bank Ltd* [1982] QB 84, 119.
- 57 Maggs t/a BM Builders (A Firm) v Marsh

[2006] EWCA Civ 1058 at para 26. Smith裁判官は次のように述べている。「口頭契約の条項を決定することは事実の問題である。事実の決定は通常、……当事者やその他の証人の記憶による。それらの記憶の正確性は、合意に到達した後に当事者もしくは証人が述べたことや行ったことで検証され、明らかにされる。そうした言葉もしくは行為の証拠を受領したとしても、裁判官は契約締結時に何を合意したかを判断する職責を見失うものではない。誰の記憶が正しいのかを決定することは、裁判官にとって極めて有益である。……先例上、裁判所が当事者の契約締結後の行為を注視することを妨げるものはなにもない。延前として、そうした証拠が受領されるべきであるとする理由はいずれも理解することができる」。Ibid.

- 58 *James Miller & Partners Ltd v Whitworth Street Estates (Manchester) Ltd* [1971] 1 WLR 1381; [1970] AC 583, HL.
- 59 *Amalgamanted Inverstment & Property Co Ltd v Texas Commerce International Bank Ltd* [1982] QB 84, 119 (per Lord Denning).
- 60 C. Mitchell, *supra* note 1, at 84.
- 61 イギリス契約法における文書補正命令に関する最近の展開については、拙稿「錯誤を理由とする契約書の補正命令—イギリス法における書面による契約の神聖性の一側面」法学新報 113巻第9・10号 557頁（2007）参照。契約解釈と文書補正命令に関しては、A. Burrows, *Construction and Rectification*, in A. Burrows and E. Peel (eds), *Contract Terms*, (Oxford UP, 2007) at 77.
- 62 A. Burrows, *supra* note 61, pp. 85-87.
- 63 Ibid. at 87.
- 64 Ibid. at 90.
- 65 G. McMeel, *Interpretation and Mistake-in contract law:'the fox knows many things…'* , [2006] LMCLQ 49, 55; A. Burrows, *supra* note 61, at 99.
- 66 [1971] 1 WLR 1381.
- 67 Ibid at 1388.
- 68 A. Burrows, *supra* note 61, at 91.
- 69 Ibid at 92.
- 70 S. J. Burton, *Elements of Contract Interpretation*, (Oxford UP, 2009).